

# 萩藩の財政と御用達商人

はじめに

本稿は、これまで探究してきた萩藩財政<sup>①</sup>の裏面をなす、御用達商人の役割、藩財政との関係を明らかにしようとするものである。対象とする時期は、近世後期から幕末・維新时期であり、萩の御用達商人熊谷五右衛門家を中心に分析してみたい。

熊谷五右衛門家については、福尾猛市郎『熊谷五右衛門』<sup>②</sup>という先行研究があるが、初代五右衛門芳充を中心とした研究であるので、それを引き継ぎながらも、二代以降、就中四代五右衛門義比と六代五一義右を中心にしてこの主題に迫っていききたい。

表(1) 熊谷家歴代

代数	名前	年代	西暦	備考
初代	五右衛門芳充	享保4～寛政3	1719～1791	宝暦4所帯方御用。天明8隠居。
二代	五右衛門芳慶	寛延2～享和3	1749～1803	はじめ源左衛門。天明8家督。
三代	源左衛門芳雄	?～文化14	?～1817	文化1家督。
四代	五右衛門義比	寛政7～万延1	1795～1860	文化14家督。
五代	五右衛門義敏	文政11～万延1	1828～1860	
六代	五一義右	文政1～明治15	1818～1882	万延1家督。明治12隠居。
七代	万吉	安政3～大正12	1856～1923	明治12家督。
八代	二作	明治15～昭和15	1882～1940	
九代	敦義	明治23～昭和46	1890～1971	
十代	五右衛門幸三			

出典：福尾猛市郎『熊谷五右衛門』。熊谷美術館パンフレット。

なお、熊谷五右衛門家歴代は、表(1)のごとくである<sup>③</sup>。

## 一 御用達商人の役割

御用達商人の役割について、熊谷四代五右衛門義比(文化十四年家督、万延元年死去)を中心に検討する。

まず、初代五右衛門芳充の藩財政に対して果たした役割について概観しておこう。表(2)は、芳充が宝暦四年(一七五四)に「御所帯方御用」を仰せつかり、早速その年三月から調達した履歴ほかを、後年に提出した勤功書等をもとに摘記したものである<sup>④</sup>。扣の冒頭は、つぎのようである。

一宝暦四甲戌ノ三月十五日御所帯方御差湊ニ付、同秋米引当テニ  
して先納銀之心遣仕候様ニと、於御客屋被仰渡候故、赤間関罷  
踰候処ニ銀詰にて容易ノ借得難相成候得共、種々心遣仕銀子百  
五貫目四月ニ調達仕、御引当者三千五百石請取申候、御差引等  
者相済候事

田中 誠 二一

表（2） 調達録（天明4年提出）

調達年	調達額(貫目)	未済分(貫目)	備考
宝暦4戌3月	105.0		赤間関。御用銀調達。
宝暦4戌8月	56.0		
宝暦4戌12月	201.2		
宝暦6子7月	15.0		当用借
宝暦6子12月	70.0		
宝暦7丑3月	70.0		
宝暦7丑12月	50.0		
宝暦8寅春～7月	262.0		他国米買入米代ほか
宝暦9卯	238.0	21.0	卯年分御米代として御用達
宝暦10辰3月	100.0		
宝暦10辰春～巳春	945.0	201.0	巳4月残り
宝暦11巳春～午4月	554.0	54.0	御買入御切手代銀御用達
宝暦12午春～7月	841.0	367.0	仕詰残り
宝暦12午7月～同暮	580.5	407.0	暮仕詰残り（貫目1桁虫損）
宝暦13未1月～同暮	393.0		申7月不残御下渡
明和1申8月～同暮	400.0		酉4月までに御返済
明和2酉4月～12月	721.0	288.0	暮仕詰残り
合計（計算値）	5601.7	1338.0	
合計（記載値）	5156.5		宝暦4戌3月より明和2酉12月迄

宝暦4戌1月～12月	853.0		御当用借。同暮迄御下渡。
宝暦5亥1月～12月	515.0	455.0	同。暮仕詰455貫目残り。
宝暦6子1月～4月	178.0		
宝暦6子暮～丑3月	327.0		3月御米代立用。
宝暦7丑12月	312.0		寅5月迄元利御返済。
宝暦8寅12月～辰3月	471.0	325.0	辰7月仕詰325貫目残り。
宝暦10辰12月	478.0		
宝暦11巳1月～12月	610.0	557.0	午暮仕詰557貫目残り。
宝暦13未3月～申12月	626.0		
明和1申暮～酉暮	330.5	843.0	酉暮仕詰843貫目残り。
明和3戌1月～亥12月	470.0		
明和5子1月～12月	139.0		
明和6丑1月～12月	141.0		
明和7寅1月～12月	384.0		
明和8卯2月	110.0		
合計	5944.5	2180.0	

明和8卯5月	300.0		卯秋より年々1500石御納下。
安永2辰3～5月	300.0		利足御思召寄次第
明和3戌10月	101.0		三田尻御開作御築立、撫育方へ。数字は虫損につき推定値。
合計	701.0		
以上合計	11800.0		
追筆記載値	12240.0		440貫目多い。

外二			
宝暦12午2月	600.0		登坂。村田四郎左と。
宝暦13未4月			御運送米不足12000石代銀調達。村田と。
明和2酉3月			中国米1万俵買留。
明和4戌3月	200.0		御運送米不足4200石代銀調達。御手伝200貫目大坂調達。
巳年			2人連れて登坂。

出典：熊谷家文書「調達録」（天明4年提出）。

所帯方御用達（本勘御用達とも）の第一の役割は、藩への米銀の調達である。右の例に典型的なように、支藩領の赤間関に赴いて銀一〇五貫目を調達した。その決済は秋の貢租米でなされる（先納借）。これは「当用借」「暫借」といわれる短期の融資であり、通常は利率の高いものである。参勤のための当座の資金調達もこれに該当する。米の調達では、家臣に支給する浮米・切米・扶持米が不足する

かが窺われよう。米切手の回収（買得）は、国元でも行われた。開作の築造で撫育方（特別会計）へも銀を調達した。当初は利率が高く、表でもわかるように決済も着実になされていた短期融資も、年がたつにつれて未済分が増加し、利率も抑えられなくなる御断りである）が常態化していく。概して藩の借銀は、大坂

場合に、その不足分を調達したり、災害や領内高米価の時も、他国米を買い入れる。また、大坂に出向いて運送米の不足を補うために、米を買い入れたり、すでに発行されている米切手を回収したりする役割を担った。一万二〇〇〇石にも及ぶ運送米不足の代銀を調達した例があるので、いかに大きな役割を担ってきた

御用達（加嶋屋・鴻池）や江戸御用達（三谷）からは年賦借、国元御用達からは当用借が多い。

藩の借銀返済は、初代熊谷五右衛門の末期の天明七年（一七八七）に証文の書替（永納米捌き、後述）が行われる。三代源左衛門芳雄家督直後の文化元年（一八〇四）にも証文の書替（熊谷累利捌き、後述）が行われている。

御用達商人の役割の第二は、札銀の運用とその信用の確保である。初代五右衛門は、安永五年（一七七六）十一月「札座御用聞」に任じられ、その「御用銀」「後銀」（兌換準備銀）を調達した。二代五右衛門芳慶は、札銀を利用しての「大坂為替」御用を命じられた。この問題については、後述する。

御用達商人の役割について、四代五右衛門義比の文化元年（弘化元年（一八〇四）四四）の事績を書き上げた上申書<sup>5</sup>をみてみよう。この代は、初代とともに熊谷の名を高からしめた御用達で、シーボルトから贈られたピアノが現存する。

まず、三代源左衛門芳雄が家督を継いだ文化元年に、「不容易御仕法被仰出、誠二当惑仕候由承候」と書き始めている。これは熊谷に固有な累利捌き（後述）という理不尽な借銀捌きのことをいっている。そのため今後無理な「御借上」はしない、もしする場合は「御切手被差出少々宛御借上可被仰付候との御事」と、奉書米切手を出す（引当の保証）という約束であったが、その翌年には一五〇貫目の「御暫借」を言いつけられて役割を果たした。文化三年二〇〇貫目、

同四年三五〇貫目、同六年二〇〇貫目、同七年二〇〇貫目、と「御借上」が続いた。同九年「両川筋堀浚御普請」（松本川・橋本川の浚渫）に一〇〇貫目馳走したために父源左衛門芳雄は「身柄一代上方町人格」の処遇をうけた。同十三年には、「御内用頭取役」を命じられ、「御米入札懸り」になったが「出勤」は免除された。これは大富・小富の興行を指している。米五〇〇〇石の「御借上」にも応じた。

四代五右衛門義比の代の文政二年（一八一九）に「御頼母子御取建」の時、割当の二〇貫目を出銀したところ、ほかに四〇貫目口入をするようにいわれ、「筆頭株杯と申例二不被仰付」との約束で洪々御請けした。天保二年にも「御頼母子数口被仰懸」た。自身の分六〇口、口入の分六〇口、「都合百式拾口惣高銀四百九拾九貫八百五拾目之辻、天保十一子ノ二月迄、御年限中無滞出銀仕候、此一条二而も迷惑筋不容易事御座候」という。以上二例は、御用達商人の役割の第三、藩主導の頼母子への出資である。「迷惑」な役割であった。

文政六年藩主斉熙隠居の節、「御入用銀五百貫目調達」するよういわれ、大銀なので「御役所銀其外高利之銀取縮」て漸く調達し、六%の利子を5%に下げよういわれてそのようにしたところ、翌年には3%に利下げされ、「不大形迷惑相当候事」。また、文政十一年には、つぎのような調達を行った。

一同十一子ノ九月、江戸御臨時御用二付、正銀三千貫目調達之儀被仰渡、当分差向御用筋相済候迄引替之道理二相心得、追而正

表(3) 御用達銀御算用一紙

A	B	C	D	E	F	G
項目	元辻 (貫目)	利息 (貫目)	且納 (貫目)	利且納御暫 借方へ入	残り元 (貫目)	備考
文化14丑春元辻	225.592330	6.767769	10.000000	16.767769	208.824561	文化14丑12月。加詰3朱。
同上御暫借同	2084.589388	200.120581		16.767769	2301.477738	文化14丑12月。月別8朱(年利9.6%)。
文政1寅春元辻	208.824561	6.264736	10.000000	16.264736	192.559825	文政1寅12月。加詰3朱。
同上御暫借同	2301.477738	220.941862		16.264736	2538.684336	同上。月別8朱。
文政2卯春元辻	192.559825	5.776794	10.000000	15.776794	176.783031	文政2卯12月。加詰3朱。
同上御暫借同	2538.684336	264.023170		15.776794	2818.484300	同上。月別8朱13カ月分(年利10.4%)。
文政3辰春元辻	176.783310	5.303490	10.000000	15.303490	161.479541	文政3辰12月。加詰3朱。
同上御暫借同	2818.484300	270.574492		15.303490	3104.362282	同上。月別8朱。
文政4巳春元辻	161.479541	4.844386	10.000000	14.844386	146.635155	文政4巳12月。加詰3朱。
同上御暫借同	3104.362282	298.018779		14.844386	3417.225447	同上。月別8朱。
文政5午春元辻	146.635155	4.399054	10.000000	14.399054	132.236101	文政5午12月。加詰3朱。
同上御暫借同	3417.225447	355.391446		14.399054	3787.015947	同上。月別8朱13カ月分(年利10.4%)。
文政6未春元辻	132.236101	3.967083	10.000000	13.967083	118.269018	文政6未12月。加詰3朱。
同上御暫借同	3787.015947	363.553531		13.967083	4164.536561	同上。月別8朱。
文政7申春元辻	118.269018	3.548070	10.000000	13.548070	104.720948	文政7申12月。加詰3朱。
同上御暫借同	4164.536561	433.111802		13.548070	4611.196433	同上。月別8朱13カ月分(年利10.4%)。
文政8酉春元辻	104.720948	3.141628	10.000000	13.141628	91.579320	文政8酉12月。加詰3朱。
同上御暫借同	4611.196433	442.674857		13.141628	5067.012918	同上。月別8朱。
文政9戌春元辻	91.579320	2.747379	10.000000	12.747379	81.579320	文政9戌12月。加詰3朱。以下且納10貫目のみ引く。
同上御暫借同	5067.012918	486.433240		12.747379	5566.193537	同上。月別8朱。
文政10亥春元辻	81.579320	2.447179	10.000000	12.447379	71.579320	文政10亥12月。加詰3朱。
同上御暫借同	5566.193538	578.884127		12.447379	6157.525044	同上。月別8朱13カ月分(年利10.4%)。
文政11子春元辻	71.579320	2.147379	10.000000	12.147379	61.579320	文政11子12月。加詰3朱。
同上御暫借同	6157.525044	591.122404		12.147379	6760.794827	同上。月別8朱。
文政12丑春元辻	61.579320	1.847379	10.000000	11.847379	51.579320	文政12丑12月。加詰3朱。
同上御暫借同	6760.794827	649.036303		11.847379	7421.678509	同上。月別8朱。
天保1寅春元辻	51.579320	1.547380	10.000000	11.547380	41.579320	天保1寅12月。加詰3朱。
同上御暫借同	7421.678509	771.854565		11.547380	8205.080454	同上。月別8朱13カ月分(年利10.4%)。
天保2卯春元辻	41.579320	1.247379	10.000000	11.247379	31.579320	天保2卯12月。加詰3朱。以下利且納御暫借方へ入を「外二」とする。
同上御暫借同	8205.080454	787.687723		11.247379	9004.015556	同上。月別8朱。
天保3辰春元辻	31.579320	0.947379	10.000000	10.947379	21.579320	天保3辰12月。加詰3朱。
同上御暫借同	9004.015557	936.417617		10.947379	9962.012493	同上。月別8朱13カ月分(年利10.4%)。
天保4巳春元辻	21.579320	0.647379	10.000000	10.647379	11.579320	天保4巳12月。加詰3朱。
同上御暫借同	9962.012493	956.353199		10.647379	10929.013071	同上。月別8朱。
天保5午春元辻	11.549320	0.347379	10.000000	10.347379	1.231941	天保5午12月。加詰3朱。
同上御暫借同	10929.013071	1049.185254		10.347379	11988.545704	同上。月別8朱。

出典：熊谷家文書「御用達銀御算用一紙」(文化14～天保5)。  
 ※上段は、 $B \times 0.03 = C$   $C + D = E$   $B - E = F$  但、文政9戌から $B - 10 = F$ となる。  
 ※下段は、 $B \times 0.008 \times 12 = C$  閏月があると $B \times 0.018 \times 13 = C$   $B + C + E = F$

銀可被差下との御授二付、其砌莫太之歩相欠迷惑仕居候、然ル処追々札銀被差下、縮ル所札銀四百貫目引負二相成、三朱利付四ヶ年賦二被仰付、老ヶ年百貫目上納相濟、其砌御頼母子入組数口上納何敷、彼是差湊筋相起り、残銀三百貫目五ヶ年賦三朱利付ニして返納仕候、右一条歩相欠迷惑銀莫太ニ御座候事

これは、将軍家齊女と嫡子齊広の婚儀が翌年に予定されていたことに関係があると思われる。三〇〇貫目にもおよぶ正銀の調達で、藩からは札銀で返済されたこともあって、「歩相欠」(逆鞘)札銀四〇〇貫目が熊谷の「引負」(負債)となった。前稿で明らかにしたように、文政十二年々天保二年の三年間で、一万五〇〇貫目の藩札大増刷によって、札価が三分の二にまで減価する事態の中での出来事であった。以上の二例は、御用達商人の役割の第一にあがた米銀調達の事例である。

このころの「御借上銀」の返済がどうなっているかを、表(3)で確かめてみよう。

文化十四年（天保五年（一八一七）三〇）の「御用達銀御算用一紙」である。三代源左衛門から引き継いだものである。二行で一組になっており、上段がその年春の元辻であり、文化十四年のそれは二二五貫目余（B）である。元辻に「加詰三朱」（年利三％）を乗じて利息が出る（ $B \times 0.03$ ）。且納（元銀の内の一定額を返済する、この場合は一〇貫目。D）。通常の年賦返済では、且納部分と利息部分を返済し、元銀から且納分を引いて、残り元となるはずである。しかし実際は、且納部分と利息部分が払われず（E）、二段目「御暫借」に繰り入れられているのである。

「御暫借」の段の計算は、春元辻に月別八朱（年利にして九・六％、閏月があると年利一〇・四％）を乗じて利息を出す（ $B \times 0.096$ 、 $8 \times 0.104$ ）。元銀（B）とこの利息（C）と繰り入れられた「利且納」不払い分（E）を加えると、残り元（F）が出る（ $B + C + E = F$ ）。つまり二段目は「御暫借」の名とは裏腹に累積されていき、天保五年暮には、一万二〇〇〇貫目弱に膨れあがっている。元銀返済の利率は年三％と低いのであるから、利且納を着実に行っておけば計算通りに天保五年には皆済となるはずのところである。それを実行しないで、「御暫借」の名目（利率が高い）に累積した挙げ句膨大な残り元辻に膨らんでいる。早晩この捌きが問題とならざるをえない。

御用達商人の役割の第四は、藩から「御預ケ銀」を託され、運用（廻シ方）利息を上納することである。文政十年に「御客屋御銀三拾

表（4） 御預ケ金御算用一紙（天保9年9月）

年次	元金(両)	利息(両)	年利(%)	備考
天保6未年分	450	22.5000	5	未12月利足上納。
同	100	10.0000	5	同
同	500	25.0000	5	同
同	1000	50.0000	5	同
同	50	2.5000	5	同
同	1000	50.0000	5	同
同	3200	160.0000	5	同
小計	6300	320.0000		
天保7申年分	450	22.5000	5	申12月利足上納。
同	200	10.0000	5	同
同	500	25.0000	5	同
同	1000	50.0000	5	同
同	50	2.5000	5	西ノ10月元利上納之事。
同	1000	50.0000	5	申12月利足上納。
同	3200	160.0000	5	同
小計	6400	320.0000		
天保8酉年分	450	22.5000	5	戌8月利足上納。
同	200	10.0000	5	同
同	500	25.0000	5	同
同	1000	50.0000	5	同
同	1000	50.0000	5	同
同	3150	157.5000	5	同
小計	6300	315.0000		
天保9戌年分	200	7.6875	5	戌9月元利上納。
合計	19200	962.6675		

出典：熊谷家文書4代83番「御預ケ金御算用一紙控」（天保9年9月）。

五貫目、九朱利付ニして拾ケ年御預ケ方被仰付、「廻シ方差湊罷在候事」という。すなわち御客屋（萩町奉行所）から三五貫目を預けられ、年利九％で一〇年間利息を上納させられたのである。また、表（4）のような事例がある。これは天保六〜九年に、年間六三〇〇両の「御預ケ金」に対して、年利五％の利息を上納したものである。さらに、「御当代様御小納戸御銀廻し方被仰付」た事例がある。これは藩主敬親の「御小納戸銀」を預けられ、運用して利息を上納したものである。明治四年の敬親死去の際に、元銀も含めて返済を迫られ難渋している旨の史料が残っている。また、札銀を預けられ、正金銀で上納させられた事例もある。これは文政十一・十二年に札



銀一三〇〇貫目を預けられ、天保二年にかけて正金銀で上納したものである。第二の役割であげた札銀の運用、あるいは第一の役割であげた米銀の調達にも重なる事例である。

御用達商人の役割の第五は、困窮する家臣の救済である。初代も安永二年（一七七三）に、「御惱借方御用聞」に任じられ、四代も「新藏御惱借方御用達」に任じられている。御惱借方とは、一般会計ではなく特別会計に属する役所で、この頃半知の連続で困窮する家臣の借銀を肩代わりし、上知された知行地の物成で返済をする（大坂借減少石）ことを主な任務とした。この「御惱借方御用達」の役割の一環として、天保十一年のつぎの記事がある。

一同十一子年、米六千石式朱利元居ニして差出候、此分御諸士中様御仕組ニ付、利安元居ニして差出候様ニ被仰付、左候得者余程之御甘キニも相成、別而御都合宜御為ニ相成候二付、屹度勤功筋ニも相成候様、重疊被仰聞候得共、近來御時節柄ニ付、ケ様之利安銀差出候手段不相捌段入々御断申上候へ共、是非々々心配仕候様ニ御入割被仰解候付、格別之働を以、色々心配仕候而差出候処、年限も無間ニ去卯四月、三拾七ヶ年賦御仕法入ニ被仰付、迷惑ニ相当候事

天保十一年は、五年間の「仕組」（財政再建策）を遂行するいわゆる萩藩天保財政改革の初年度に当たる。これにあわせて「御諸士中様御仕組」が行われ、熊谷にも協力が求められたのである。このため米六〇〇〇石を、「式朱利元居」（年利二%、元米返済据え置き）

の条件で調達した。それが三年後の天保十四卯年四月、家臣借銀の公内借捌きで「三拾七ヶ年賦仕法入」となり（家臣は藩に借銀の三%を三七年納入すれば元利皆済とし、藩はこれを肩代わりして二%の年利のみを三七年銀主に支払い、末年元銀の皆済をする）、「迷惑ニ相当候事」というのである。熊谷家には、右の事例に止まらず、家臣への莫大な貸銀があった。藩の側の史料に、天保六年四月のつぎのような記事がある。<sup>8)</sup>

一内匠殿江五右衛門方借銀事返済相滞候処<sup>老方手貫</sup>、年々白紙九百石被渡下由ニ付、五右衛門方歎出候趣之事

○各別道付不相見

「内匠殿」とは、右田毛利房顕である。毛利一門でさえ、天保六年時点で熊谷に一万一〇〇〇貫目もの借銀があった。返済について熊谷から「歎出」があったが、「各別道付不相見」と、特別に措置がとられなかったようである。これも右にみた家臣借銀の内借捌きの対象とされたとみられる。萩城下町には、「所帯屋」と呼ばれ、家臣の「所帯」を預かって生計を立てる商人が多くいたとみられるが、天保十四年の家臣借銀の内借捌きで憂き目を見たと考えられる。なかでも御用達商人の筆頭格であった熊谷家は、もともと「迷惑」を蒙ったと推察する。

天保十一年十一月には、①永納米二〇〇〇石（寛政二年調達、二代五右衛門分）の勘渡米三%（当初五%を文政七年に下げた）をさらに二%に下げる、②銀九〇〇貫目（御当用借上株文化元年証文替）

の利息を三%（文政七年に下げた）からさらに二%に下げる、③銀二〇〇貫目（置居御預り銀七朱利之分）の利子を天保九年から五%であったのをさらに二%に下げる、という利下げが行われた。①②の最終的な結末は、後述する。

この間四代五右衛門義比は、天保四年三月二日に、つぎのような「御仕成」（身分的処遇）をうけた。<sup>9)</sup>

天保四巳三月二日御当職所々書出し

右之趣御目付所江も御当職所々達シ有之由

同年同日同断

一 上方町人格熊谷五右衛門父子共并妻子共大坂御用達並被仰付候

事

○ 諸役所应对・会釈等、万端右ニ準取計之事

○ 町並一統ハ名代出、御国法御沙汰を請候事

○ 五右衛門身分江当諸沙汰・諸願等ハ、御所帯方取扱、宗門

ハ一人誓紙ニ被仰付、御所帯方支配之都合ニ被仰付候

一米七俵<sup>初年無引、  
翌年ハ三引</sup> 上方町人格熊谷五右衛門

手代壹人御用達並被仰付候而、大坂三家御用達格を以、手代之

内一人支配人ニ被仰付

「上方町人格」であった四代五右衛門を、父子・妻子とも「大坂御用達並」（藩大坂御用達の加嶋屋・鴻池並）に処遇するというのものである。手代一人も「支配人」として七俵を支給し、「御用達並」とするといふ。四代五右衛門のもっとも荣誉に輝いた瞬間であった

ろう。

ところが天保十三年これが暗転する。つぎのような記事がある。<sup>10)</sup>

同十三寅年御咎之趣有之、永代上方町人格父子妻子共大坂御用達並并追々被立下候俵数四百俵御扶持方式拾人分之内、俵数式

百四拾俵被召上、五右衛門江被下置候御紋服不残被召上、云々「御咎之趣」があつて、永代上方町人格、父子妻子共大坂御用達並、

それに四〇〇俵・扶持方二〇人扶持のうち二四〇俵、また拝領の紋服も、召し上げるといふのである。天保十三年に何があつたのであろうか。手がかりになるのは、つぎの記事である。<sup>11)</sup>

天保十三寅ノ八月十八日

一 五右衛門上方罷登候趣実否申出被仰付候事

○ 唐船方々福原受取、支配人宮城重兵衛呼出仕候

○ 下々書出之事、即日福原方添手替を以岡田へ為持差越候事

○ 何分追而表通御沙汰可有候、□□内他出不仕様、内輪穩便

仕居候様、親類之者呼出委細之趣相授候事

五右衛門が、上方へ上つたという嫌疑をかけられたことが窺える。

「実否」の調査がなされ、正式な決定があるまで禁足を命じられている。問題は、五右衛門が何のために上方へ上ろうとしたかであり、藩にとつてそれは不都合なことであつたに違いない。

この頃幕府は天保改革の最中であり、諸色値段・諸商売に神経を尖らせていた。水野忠邦から大目付へつぎのように触れるよう指示した。<sup>12)</sup>

近來五畿内、中国、西国、四国筋国々領主、地頭ニおゐて、自国之産物ハ不及申、他之國産をも夫々手段を以買集、売荷を蔵物ニ引直し蔵屋敷江囲置、相場高直之砌、手払又ハ銘々出入之町人共ニ為売捌、メ売同様之及取計、依而者領主、地頭之權威を以他之売買江差障、或ハ無謂他所之者より冥加銀等為差出候哉之趣も相聞、以之外之事ニ候、(中略)不良之取引、取計於不相止ハ、糺之上急度可被及御沙汰候

国々より大坂其外都会之地江廻り候諸荷物之儀、近來諸国荷主、船頭共、手段を以銘々国許ニ囲置、時之相場ニ不拘、高直之差直段を以積廻、右直段ニ而売捌難成節者、直待と唱其儘商人共手元江預ケ置、品払底ニ而差支候場合ニ至、右差直段ニ相払、格外之利潤を謀候族も有之哉ニ相聞、不埒之事ニ候、(中略)荷主、船頭共より、其所之奉行所又ハ御代官役所江可訴出候、吟味之上急度可申付候

前半は、上方以西の諸藩を主な標的として、「メ売同様」の取り計らいを禁止している。後半は、「諸国荷主、船頭共」を対象に、同様な行為を禁止し、そのような行為を見たら「其所之奉行所又ハ御代官役所」へ訴え出るように触れている。

萩藩では天保改革の最中であり、前稿でも指摘したように、藩・家臣団の公内借の累積による「骨からみの病弊」から抜け出す政策として、越荷方をはじめとする領外からの富の取り入れに積極的に乗りに出そうとしていた。この政策展開が、幕府の側からすると「メ

売同様」の行為であると思えていたに違いない。五右衛門の登坂は、大坂町奉行所からの召喚(事情聴取)であった可能性がある。これは幕府と藩との矛盾であり、熊谷自身に瑕瑾のあった事案ではないが、つぎに述べる安政二年(一八五五)の名誉回復まで、雌伏を強いられた。

安政二年三月十五日、つぎのような「御賞美筋之御詮議」により、天保四年の「御仕成」に復することになった。<sup>13)</sup>

#### 熊谷五右衛門

一父子永代上方町人格ニ被仰付、五右衛門父子一代并妻子共大坂御用達並、諸事天保四巳年御沙汰之御仕成ニ被仰付度候

右今般異船御手当一件ニ付、御馳走銀五拾貫目差出度段願出、且又去暮御借銀捌二付而者余分之難渋ニ候得共、御仕組立令勘弁速ニ御受申出、当時別而不融通下差詰之砌心得宜、遂其節神妙之事ニ候、依之格別之御心入を以、前断之通御賞美筋之御詮議被仰付度候事

安政二年に異国船手当の馳走銀五〇貫目を献上したこと、「去暮御借銀捌」＝安政元年仕組(五年間半知令ほか)で累利捌き且納銀半方渡し・「嘉永三戌年御借上ケ銀」利下げ(年利5%を3%に)を御請したこと、嘉永六年(一八五三)「姥倉御普請江対し銀百貫目遂御馳走」たこと、などがこの「御賞美」の理由であった。ほかの御用達小林作兵衛(一代大坂御用達並)・大黒屋利兵衛・田村金右衛門・宗像宗十郎・水津九兵衛も含め、総額二〇三七・三五貫目



(うち一六三・七五貫目が「御手当一件」の御馳走となった。

六代熊谷三四郎(のち五一義右)の「熊谷三四郎勤功書附酒場開設願」によれば、①万延元年御客屋普請に札銀五貫目献納、②文久元年「武器御手伝」金三〇〇両、③「山口江御移転」に正銀七〇貫目・保字金四〇〇両、④文久三年「器械御手伝」正銀三五〇貫目、⑤慶応二年「軍艦御買入之節御手伝」金一〇〇〇両、⑥慶応元年御客屋へ札銀一二〇貫目「御借上ケ」、⑦明治元年「山口御道筋御普請」手伝札銀五貫目、などの勤功がある。幕末・維新时期萩・山口藩への御用達の勤功の一端が窺えよう。

## 二 藩札と御用達商人

藩札と御用達商人との関係をみていく。萩藩の藩札は、延宝札(延宝五年～宝永四年)、享保札(享保十五年～元文四年)、宝暦札(宝暦四年～)と発行された。享保札からは二五年目ごとに、再発行には幕府の許可を必要とした。享保十五年から二五年目は宝暦四年であるが、それに先だって元文四年(一七三九)に通用を止めていた藩札を宝暦三年(一七五三)に再開していた。新出史料に基づき掲げる。<sup>15)</sup>

### 防長通鈔惣員

通鈔 延宝五巳年札銀通用始ル

改革 宝永四亥公儀分札遣被差止

享保十五戌十二月御國中札銀通用始ル

元文四未十二月札銀通用止

元文五申五月十七日札銀天守江収、御宝蔵受之所也

宝暦三酉八月廿五、又札銀通用始ル

同十月九日分添印

同四戌正月廿日分新鈔調

同四月晦日呉服町鈔座建

同九月二日分三枚五歩重

同十月分五枚重

同六子十一月分式枚重

同七丑十月分正銀・札銀単

明和五子二月廿四日分添印

同年三月十三日分添印通用

安永四未六月六日札遣止

同四未七月廿二日札座役所御蔵許勘文方一所

同五申十二月朔日分添印肩印札通用

天保四巳九月分銅形札通用

天明四辰十一月廿八日鈔座片河町分新蔵内引越

享和三亥年銀札通用御願継之節、段々御尋之儀有之

この史料によれば、延宝札が延宝五年から宝永四年(一六七七～

一七〇七)まで通用したこと、享保札が享保十五年から元文四年(一

七三〇～三九)まで通用したこと、宝暦三年(一七五三)に再開し

て翌四年から「新鈔」（宝曆札）が通用したものの、しばらく不安定で（一時は五分の一の札価）あったこと、などが窺える。札座は、呉服町↓御藏元↓片河町↓新藏内と移動したことが知られる。享保札からは、再発行には二五年目ごと幕府の許可が必要であった。史料の最後の行は、享和三年（一八〇三）に翌文化元年が二五年目に当たるので、文化二年から二五年間の再発行を願ったのである。その際幕府から「御尋之儀」があったという。つぎの史料がある。<sup>16)</sup>

廉書覚

一文化式丑年式拾五ヶ年被差免候御願出之儀者、前々年亥十一月二御願書被差出、御請込相成、翌子四月二左之通被仰出之候御付紙

来丑年式拾五ヶ年銀札遣可被申付候

私領内周防・長門両国銀札通用之儀追々御断申上、享保十五戌年台宝曆四戌年迄式拾五ヶ年、宝曆五亥年台安永八亥年迄式拾五ヶ年、安永九子年台来子年迄式拾五ヶ年之間被成御免札遣申付候処、紛敷儀無之是迄引続通用仕候、依之来々丑年台又々往式拾五ヶ年之間銀札通用為仕度奉存候、尤是迄之通弥紛敷儀無之様入念可申付候、此段奉伺候、已上

十一月十七日

御名

一御両国銀札通用数高并何処台何ほと迄と申儀、内訳書立可差出旨文化年御願継之節、江戸台申来候二付、左之通書立差出候

御両国銀札通用之儀御願継被仰出候処、銀札通用数高并何処台

何ほと迄と申儀内訳書付可差出旨、江戸台被仰越候付遂詮議候処、巡見使御用意二付札座台上使方江札銀高三千百貫目と書出相成候控有之、巡見使御記録詮議相成候処、上使台御問有之候ハ、右之通御付相成候仕向のミニ而、御問答無之様二相見候、左候へ者是迄公儀江札数高御付出不相成様二相見候、然処当時之数高五千およひ之儀御座候へ共、追々焼失紛失等茂可有御座、札改正銀引替高去戌年迄五ヶ年押シ式千五百貫目程と見込、先者凡三千貫目位之融通歟と相考候、当時之出札高御付相成候而ハ、余分之後口銀御貯有之やう二見入、何ぞ御断立有之節之差障二者相成申問敷哉、且ハ御両国手広やう成問も不被相好、誠ニ遠国辺鄙故質素之風儀のミニ相済候響有之度、（下略）

史料の前半は、享和三年十一月十七日付の願書であり、付紙に幕府からの許可の回答（文化元年四月）が書かれている。史料の後半は、幕府からの「御尋之儀」の内容が、「御両国銀札通用数高并何処台何ほと迄と申儀、内訳書付」というものであったことがわかる。藩の対応は、寛政元年（一七八九）の幕府巡見使への準備に、三一〇〇貫目回答案があり、これを活用したらどうか、というものであった。現在の出札高五〇〇〇貫目を正直に回答すると、沢山の「後口銀」（兌換準備銀）を蓄えていると目を付けられるし、「御両国手広」のように見られるのも困るためである。結局三一〇〇貫目案が用いられ、以降幕末までこの届高が継承される。「何処台何ほと迄」の札種については、一〇匁・五匁・四匁・三匁・二匁・一匁・五分・四

表(5) 鈔銀出高表

項目	札銀(貫目)	備考
安永5申年勘文方より礼座江渡方之分	3313.9329	重就代3313貫目
寛政4子年新札調被仰付候分	314.7840	
寛政6寅年同断	300.0000	
寛政8辰年同断	500.0000	
寛政11未年同断	500.0000	
文化元子年同断	500.0000	
文化5辰年同断	1100.0000	齊房代3214貫目増
文化10酉年同断	1220.0000	
文化11戌年同断	2500.0000	
文政3辰年同断	3000.0000	
文政6未年同断	3000.0000	
文政7申年同断	3500.0000	
文政8酉年同断	1600.0000	
文政9戌年同断	100.0000	
文政11子年同断	100.0000	ここまで14520貫目増、小計21548貫目
文政12丑年同断	5750.0000	
天保1寅年同断	5500.0000	
天保2卯年同断	3700.0000	文政12~天保2で15000貫目弱増
天保4巳年同断	100.0000	
天保5午年同断	300.0000	
天保6未年同断	150.0000	
天保7申年同断	1000.0000	
以上	38048.7169	
内		
文化11戌年薄口損札焼捨被仰付分	-9.1809	
天保4巳年同断	-814.9259	
天保5午年同断	-4826.9264	
以上焼捨被仰付分	-5651.0332	
天保改之節引替ニ不差出分於下流失焼失ニ相当ル分	-436.4819	
差引残	31961.2018	
内		
置居御預りとして天保6未年より拾ヶ年之間符込ニ被仰付分	-2020.0000	
同年より壹ヶ年立御預りとして差出せ金子を以御返済相成候分当亥年迄右之辻同断尤追々焼捨被仰付哉之分	-5353.5000	(年々1000貫目くらい返済カ)
猶差引残(但此辻通用銀之分)	24587.7018	

出典：益田家文書6-35「鈔銀出高」(天保10年)。

分・三分・二分の一〇種を回答し、内訳については合計が三二〇〇貫目に合うように数合わせをした。

寛政十一年(一七九九)迄の実際の出高は、四九二八・七一六九貫目である。それを含めて天保十年(一八三九)までの出高は、表(5)のようである。享和三年前後では、寛政八・十一年と文化元年の各

五〇〇貫目の増刷が注目され、文化・文政期の増刷は、それまでの時期と一桁違う増刷で一段階を画している。化政期の産業・流通の

発展を想像させる。

右の享和三年二月、藩は萩町の御用達五人に「大坂為替銀御用」を命じた。それに先立つ閏正月二十四日、藩はつぎの「書下」(提案書)を御用達に渡して、回答を求めた。

覚

一札銀五百貫目

但、利足月別四朱ニして、御貸渡月々十式ヶ月振元利返納之事

御用達五人

但、右之内ニ茂為替御用相断者を者可被差除候、且有徳之者为替御用承度段相願候ハ、御詮儀之上沙汰可被仰附候事

右之者共腰書之利足納方ニして、相応之質物取置御貸附被仰付、下之働を以、御国産他国売物代銀為替取組被仰付、問屋々々大坂御屋鋪江正銀を以上納被仰附、相納候日数江当り利差引被仰付候事

御列紙

本書為替銀大坂問屋々々上納之分加嶋屋久右衛門方へ相納、彼方預り手形御屋鋪へ相納候様ニ被仰付候事

但、凡百貫目及大坂御屋鋪江納候上、其趣彼地

右申来り次第、右相納候員数丈ヶ追々御貸加被仰付候へハ、元銀五百貫目之外御貸過二不相成、追々正銀二成り替り大坂御屋鋪江納候付、追而為替等ニして御国取下候事

一相場所切手取引一統札遣二被仰付候段、仲買中江沙汰被仰付候事

一切手質札銀貸札戻シ被仰付候段、御用達中江沙汰被仰付候事

但、御用達中江札銀入用之節ハ、御借上同利ニして御貸下被仰付候ハ、遠在へ茂札銀通用仕似せ可申哉之事

一御売米代札銀上納二被仰付候段、御用聞中江沙汰被仰付候事

但、他国売御米代之儀者、是迄之通正銀納之事

一札座引替向後者下る持参候分、成丈ハ不残引替候様沙汰仕候

ハ、下々気受弥宜相成正銀二引替候儀、容易ニ有之間敷儀与相見候事

一右之通沙汰可被仰付候所、遠在ニハ札銀不遣馴、当分却而引替

へ繁ク相成候而ハ、大坂の御取下銀有之候而も、後銀之間ハ此内ニ替り候儀ハ有之間敷候間、向後者此度為替御用承り候者共の、後銀月別四朱利ニして、御間無之様ニ繰出受相候様ニ可被仰付候事

右之廉々此度沙汰被仰付候時ハ、下之便宜札銀在々迄も無滞通用いたし、おのつから正銀引替も無数相成、公私之御為宜有之哉、融通徳失旁銘々得与令勘弁申合趣書認可申出候事

萩町の御用達五名（山中六右衛門・熊谷五右衛門・重村二郎左衛門・井関六兵衛・田村金右衛門）に「大坂為替銀御用」を命じる。札銀五〇〇貫目を貸し付け、利息は「月別四朱」（〇・四％。年利にして四・八％）で一年後に札銀で返納する。貸付には相応の質物を取る。御用達はこの札銀を元手に「御国産」を買い集め、大坂で売却する。大坂問屋へ売り渡し、問屋から藩大坂御用達加嶋屋へ正銀を渡す。加嶋屋から大坂蔵屋敷へ預り手形を納め、一〇〇貫目になったところで国元へ知らせて、また一〇〇貫目の札銀を貸し付ける。正銀は大坂蔵屋敷から「為替等ニして御国取下候事」とあるのは、必ずしも保証はなく、江戸へ仕送られる可能性もある。しかし一部は国元に還流しないと「後銀」が欠乏し、札価に影響が出る。「後銀」は「御間無之様ニ繰出受相候様ニ」と御用達の役割に期待している。藩札の信用確保のために、後銀を準備すること、「相場所」（萩の米切手市場）での取引を藩札とすること、島銀などの銀納貢租の藩札上納、御用達の藩米売却代銀の藩札上納、などの手段がとられている。「在々之者并小商人札遣ニ馴させ候為ニ、分札余分田舎差送せ候ハ、自然と見馴遣馴便利宜筋合点可仕候」と、領内田舎まで流通促進のために、一分札・二分札等の小額藩札を刷って広める予定である。

御用達商人の側は、この「大坂為替銀御国産他国売出」は、「札銀融通之御為宜、御国産繁盛仕、諸向差支り之義御座有間敷」と、おおむね好意的である。この取組は、藩札の発行・運用（藩は正銀

を得ることができ、うまく運用すれば領民への利子のない借銀となる」と領内産物取立（大坂への太い売却ルートができ、ひいては国産奨励になる）との一石二鳥が狙える。気付きとしては、①「催合ニして取捌仕苦敷、銘々御貸下銀員数御願申上度」「人別江当遂御勘定候様」と、共同でも御用達商人個々へ藩札を貸与し勘定することが望ましい。②「御貸下札銀月別三朱利」に下げしてほしい。③相場所での米切手を一統札遣いにするのは、一年見合わせてほしい。④正銀の調達を「月別四朱利」では我々が迷惑するので、大坂為替銀は別にしてほしい、などであった。結局、一〇〇貫目単位での追貸付が五〇貫目に引き下げられたことと、③が受け入れられ、あとはもとの提案通り施行されることになった。

以上、享和三年の大坂為替仕法は、藩札と大坂為替を結びつけることによって、藩札の流通と「国産繁盛」を狙ったものであり、来るべき文政末・天保初年の産物一件に繋がっていくものであった。その運用にあたっては、御用達商人の役割が大きかった。

表（5）にみるように、その後の藩札の発行で大増刷の時期は、文政十二〜天保二年（一八二九〜三一）であり、この三年間で一万五〇〇〇貫目もの藩札を増刷した。これは前稿でも指摘したように<sup>18</sup>、「尚夥敷札銀摺調諸産物之内買上、大坂其外江運送売捌候而正銀取入」と、藩札を大量に増刷して領内産物を買ひ上げ、大坂で売却して正銀を取り入れようとしたものである。これは文政十二年二月に、「地下功者の者忝ヶ所両三人宛、御用達被仰付」、「大銀被差出、

御任せ同様ニして遣ひ払被仰付」たものである。同六月には、「今般於大坂住友吉次郎出店和泉屋甚次郎方ニて融通為替取組被仰付、京大坂其外諸国売買の代銀等、札銀ニて取集候者願出候得は」、「御国産物登せ方之儀ハ、買取被仰付分ハ御内用方より送り状差登せ候得とも、於于下銘々直買集の分ハ、其品々御代官所え申達」、「産物代銀懸屋役大坂町人住友吉次郎方え御頼入相成候二付、売捌代銀不残彼方え相渡、右預り手形を以彼地御銀子方え相納、彼役所請取手形取下ケ候ハ、替り札銀下渡可被仰付候事」とした。<sup>19</sup>この大坂為替仕法は、享和三年の仕法の藩大坂御用達加嶋屋久右衛門が、「懸屋役大坂町人住友吉次郎」に変わっただけで、まったく同じである。ただ、藩札を大増刷して大量に貸与したこと、萩の御用達五人を領内豪農商に拡大したことなど、規模が格段に違う。この「御国産買上之御内用」は、天保大一揆の標的となって差し止められた。藩札は三分の二に減価し、ために銀納貢租も三分の二に減収となり、産物買取代も三五%の間欠銀（逆鞘五六〇〇貫目）が出た。大失政に終わったのである。

今回も御用達商人が関わっている。熊谷五右衛門（四代義比）の例は、つぎのようである。

一天保四巳年、金五千両・錢三千貫文御下ケ渡被仰付、右者御国札之位御建直シ之御趣意二付、私方之金錢売払之姿ニして取計仕候様被仰聞、右二付種々繰巻を以心配仕候所、一統之人気相緩ミ金錢共ニ和市立直り候故、右金錢其後堅固ニ返納仕候事



(中略)

一 同年札銀御添印之砌、右御添印有之候分心遣ひ仕候様被仰聞、札銀四百拾貫目差出候、其砌御添印札世上未行渡不申候故、諸郡在二至迄心遣仕候故、利銀迷惑仕居候事

一天保四巳年十月廿八日、御呼出二付世悻源三郎儀罷出候所、今般札銀江天保改正之御副印被仰付候付、御密用被仰渡候事二付、委敷儀ハ書記不申候事

これは、藩札の信用回復のために御用達商人が働いた例である。天保四年に「御国札之位御建直シ」のために、藩から金五〇〇〇両と錢三〇〇〇貫文を渡され、熊谷個人の両替の形で取り計らった。やがて藩札の位が回復したので、藩にこの金銭を返納できた、という。同年「御添印札」(分銅形札通用)ともの際も働き、「利銀迷惑」になったという。<sup>20)</sup>

一方で「天保五年、御用達之内御咎之趣有之、御仕成并俵数等一応被召上候」と、御用達のなかで「御咎」を受けた者のいたことが知られる。<sup>21)</sup> 藩の大失政とその立て直しに関して、乗り切れなかった商人がいたのである。御用達には、相当の才覚が必要であった。熊谷の場合は、天保四年三月二日、前述したように「大坂御用達並」という、領内御用達のなかで、最高の処遇を受けた。<sup>22)</sup>

### 三 熊谷累利・永納米と古借棄捐

藩の借銀捌き(藩債償還)のなかでもっとも厳しいものに、「熊谷累利捌き」というものがある。他の御用達に対しては見られない、極めて厳しいものである。「私家ニ限り此御仕法を累利御下ケ銀ト唱へ来り申候」という。<sup>23)</sup> 安政二年(一八五五)三月十五日の記事につきのようにある。<sup>24)</sup>

五右衛門家筋之儀者、曾祖父以来数代引続御本勘御用達相勤、数度廉有御用遂其節、御仕組之度々余分之元米銀利下ケ・年延等被仰付、享和三亥年御借上銀高四千五百拾壹貫目余累利捌永年賦二被仰付、八拾八ケ年之年賦二相当り候節、子供末々二至り万一之儀有之候共、御見捨被成間敷段、御書下ケ被仰付置候程之儀、(中略) 享和年御仕法人之年賦銀ハ誠以莫太乍迷惑仕居候処、当御仕組中尚又半減二被仰付候得共、格別御歎ケ間敷儀も不申出御受仕候上、御馳走銀をも心得宜差出候

四代熊谷五右衛門義比の家筋は、曾祖父初代五右衛門芳充以来「御本勘御用達」(宝暦四年「一七五四以来所帯方御用達」)を務めてきた。それが享和三年(一八〇三)年末熊谷に対する藩借銀四一五一貫目余(翌文化元年春元辻となり、より正確には四一五一・八八五二貫目)について、「累利捌永年賦」「八拾八ケ年之年賦」にするが、子々孫々に至るまで「御見捨被成間敷」という。ここでいっていることは、他の史料も補って読むと、元銀の「且納」(一定額「四七・〇三七七貫目を年々返済、年返済は元銀の一・一三%余)を八八年間行い、そのあとで累積した利子分返済の道筋を付ける、というも

表(6) 熊谷累利表 単位：貫目

年次	西暦	A 元銀	B 元銀仕払	C 残元銀	D 利息(2%)	E 通常支払
文化1	1804	4151.8852	47.03770	4104.84750	83.037704	130.07540
文化2	1805	4104.8475	47.03770	4057.80980	82.096950	129.13465
文化3	1806	4057.8098	47.03770	4010.77210	81.156196	128.19390
文化4	1807	4010.7721	47.03770	3963.73440	80.215442	127.25314
文化5	1808	3963.7344	47.03770	3916.69670	79.274688	126.31239
文化6	1809	3916.6967	47.03770	3869.65900	78.333934	125.37163
文化7	1810	3869.6590	47.03770	3822.62130	77.393180	124.43088
文化8	1811	3822.6213	47.03770	3775.58360	76.452426	123.49013
文化9	1812	3775.5836	47.03770	3728.54590	75.511672	122.54937
文化10	1813	3728.5459	47.03770	3681.50820	74.570918	121.60862
文化11	1814	3681.5082	47.03770	3634.47050	73.630164	120.66786
文化12	1815	3634.4705	47.03770	3587.43280	72.689410	119.72711
文化13	1816	3587.4328	47.03770	3540.39510	71.748656	118.78636
文化14	1817	3540.3951	47.03770	3493.35740	70.807902	117.84560
文政1	1818	3493.3574	47.03770	3446.31970	69.867148	116.90485
文政2	1819	3446.3197	47.03770	3399.28200	68.926394	115.96409
文政3	1820	3399.2820	47.03770	3352.24430	67.985640	115.02334
文政4	1821	3352.2443	47.03770	3305.20660	67.044886	114.08259
文政5	1822	3305.2066	47.03770	3258.16890	66.104132	113.14183
文政6	1823	3258.1689	47.03770	3211.13120	65.163378	112.20108
文政7	1824	3211.1312	47.03770	3164.09350	64.222624	111.26032
文政8	1825	3164.0935	47.03770	3117.05580	63.281870	110.31957
文政9	1826	3117.0558	47.03770	3070.01810	62.341116	109.37882
文政10	1827	3070.0181	47.03770	3022.98040	61.400362	108.43806
文政11	1828	3022.9804	47.03770	2975.94270	60.459608	107.49731
文政12	1829	2975.9427	47.03770	2928.90500	59.518854	106.55655
天保1	1830	2928.9050	47.03770	2881.86730	58.578100	105.61580
天保2	1831	2881.8673	47.03770	2834.82960	57.637346	104.67505
天保3	1832	2834.8296	47.03770	2787.79190	56.696592	103.73429
天保4	1833	2787.7919	47.03770	2740.75420	55.755838	102.79354
天保5	1834	2740.7542	47.03770	2693.71650	54.815084	101.85278
天保6	1835	2693.7165	47.03770	2646.67880	53.874330	100.91203
天保7	1836	2646.6788	47.03770	2599.64110	52.933576	99.97128
天保8	1837	2599.6411	47.03770	2552.60340	51.992822	99.03052
天保9	1838	2552.6034	47.03770	2505.56570	51.052068	98.08977
天保10	1839	2505.5657	47.03770	2458.52800	50.111314	97.14901
天保11	1840	2458.5280	47.03770	2411.49030	49.170560	96.20826
天保12	1841	2411.4903	47.03770	2364.45260	48.229806	95.26751
天保13	1842	2364.4526	47.03770	2317.41490	47.289052	94.32675
天保14	1843	2317.4149	47.03770	2270.37720	46.348298	93.38600
弘化1	1844	2270.3772	47.03770	2223.33950	45.407544	92.44524
弘化2	1845	2223.3395	47.03770	2176.30180	44.466790	91.50449
弘化3	1846	2176.3018	47.03770	2129.26410	43.526036	90.56374
弘化4	1847	2129.2641	47.03770	2082.22640	42.585282	89.62298
嘉永1	1848	2082.2264	47.03770	2035.18870	41.644528	88.68223
嘉永2	1849	2035.1887	47.03770	1988.15100	40.703774	87.74147
嘉永3	1850	1988.1510	47.03770	1941.11330	39.763020	86.80072
嘉永4	1851	1941.1133	47.03770	1894.07560	38.822266	85.85997
嘉永5	1852	1894.0756	47.03770	1847.03790	37.881512	84.91921
嘉永6	1853	1847.0379	47.03770	1800.00020	36.940758	83.97846
安政1	1854	1800.0002	23.51885	1776.48135	36.000004	59.51885
安政2	1855	1776.4814	23.51885	1752.96250	35.529627	59.04848
安政3	1856	1752.9625	23.51885	1729.44365	35.059250	58.57810
安政4	1857	1729.4437	23.51885	1705.92480	34.588873	58.10772
安政5	1858	1705.9248	23.51885	1682.40595	34.118496	57.63735
安政6	1859	1682.4060	47.03770	1635.36825	33.648119	80.68582
万延1	1860	1635.3683	47.03770	1588.33055	32.707365	79.74507
文久1	1861	1588.3306	47.03770	1541.29285	31.766611	78.80431
文久2	1862	1541.2929	47.03770	1494.25515	30.825857	77.86356
文久3	1863	1494.2552	47.03770	1447.21745	29.885103	76.92280
元治1	1864	1447.2175	47.03770	1400.17975	28.944349	75.98205
慶応1	1865	1400.1798	47.03770	1353.14205	28.003595	75.04130
慶応2	1866	1353.1421	47.03770	1306.10435	27.062841	74.10054
慶応3	1867	1306.1044	47.03770	1259.06665	26.122087	73.15979
明治1	1868	1259.0667	47.03770	1212.02895	25.181333	72.21903
明治2	1869	1212.0290	47.03770	1164.99125	24.240579	71.27828
明治3	1870	1164.9913	47.03770	1117.95355	23.299825	70.33753
明治4	1871	1117.9536	47.03770	1070.91585	22.359071	69.39677
合計(計算値)			3080.96935		3538.804535	6619.77389
同記載値			3080.96935		3538.804535	

出典：熊谷家文書6代無番「御所帯方江願書其外扣」。同6代47番「熊谷氏覚」。  
 参考：益田家文書51-21「弘化四年借銀付立」に、2129.26貫目(此且納47.03貫目)  
 45年目借済、とある。45年目は、1891年(明治24)。  
 文化元年(1804)から明治24年(1891)まで88年。  
 計算式：元銀-元銀仕払=残元銀 A-B=C  
 元銀×0.02=利息 A×0.02=D  
 元銀支払+利息=通常支払 B+D=E

のである。利子の部分は、年利2%である。史料後半にある「当御仕組中」は、安政元〜五年の財政再建期間を指し、その間は利子半減(四七・〇三七七貫目の半分二三・五一八八五貫目)とする。  
 以上の条件を入れて熊谷累利捌きを試算したのが、表(6)である。  
 文化元年春の元銀四一五一・八八五二貫目(A)から毎年一定額の元銀仕払四七・〇三七七貫目(B)を引いたのが、残元銀四一〇四・八四七五貫目(C)である(A-B=C)。この残元銀は、翌文化二年春の元銀となる。一方利息は、元銀の2%で八三・〇三七七〇

四貫目(D)である(A×0.02=D)。ただしこれは実際には支払われず、累利として蓄積されていく。通常の借銀返済なら、毎年元銀仕払(B)と利息(D)の合計(E)を支払わなくてはならないところである(B+D=E)。安政元〜五年は、元銀仕払半減期であるので、二三・五一八八五貫目としてある。  
 元銀仕払(B)の文化元年から明治四年まで(一八〇四〜一八七二)六七年間の計算値合計は、三〇八〇・九六九三五貫目となり、別史料<sup>(23)</sup>と小数点以下まで合致する。明治四年末残元銀(明治五年春元銀)

一〇七〇・九一五八五貫目も、同前史料記載値と合致する。一方利息の計算値合計は、三五三八・八〇四五三五貫目となり、これも別史料(同前)と小数点以下まで合致する。元銀仕払(B)と利息(D)を足した通常支払(B+D+E)の合計は六六一九貫目余となる。このうち累利額三五三八貫目余が支払われていないことになり、じつに五三・四%を占める。

もう一つの史料「弘化四年借銀付立」の「年賦借之部」に、熊谷五右衛門の名があり、この「且納」額(元銀の一年返済額)四七・〇三貫目、四五カ年目皆済となっている。四五年目皆済とは、弘化四年(一八四七)から四五年目となる明治二四年(一八九一)に皆済予定ということである。弘化四年春元銀の額は、二二二九・二六貫目となっており、表(6)の弘化四年春元銀二二二九・二六四一貫目と合致する。

以上、熊谷累利捌きについて、試算表も用いながら検討してきたが、元銀八八年賦(「累利捌元銀且納」といい、累利(「別廉記置式朱利累利」といい、いかにも酷い仕法であった)。

つぎに、永納米について検討しておきたい。永納米とは藩への献上米のことであり、その奨励のために利子に相当するものを毎年下賜する。元米の部分は、「元居」(がんずえ、「永納」ともいう)、すなわち返済はしない。熊谷家の場合は、つぎの史料のような経緯がある。<sup>(26)</sup>

#### 一 永納米貳百石定

但、元米貳千石江被為対、御利米之御見渡を以、御扶持方五拾五人半分歩引ニして御勘渡被仰付来ル分、天明五巳年より已来加詰三朱利被仰付、年々益暮両度白昏御切手を以御下渡被仰付候内、願出江被為対分ケ御証文ニ相成右之辻、尤其後天保十一子年より已来、御利米之儀ハ加詰貳朱二被仰付候事

右私先祖五右衛門代札銀百貫目差出候処、式石替ニして元米貳千石へ被為対、腰書之御扶持方差引ニして御下渡被仰付来候処、天明五巳年より無利元年賦之御仕法を以、一応元下ケを茂被仰付候、然処同六年午春御用銀調達仕候様被仰聞候処、其節市中一統不融通之時節候へ共、無難御用銀調達仕候、猶其節之町御奉行様より段々御申出之趣も有之、彼是江被為対御全儀之上、格別之御沙汰被為在、御仕法被差除古元へ被為差戻、巳午兩年元入之分者上納被仰付、已前之御証文御取上ケニ相成、天明七未年十一月御改正ニ而、新御証文御下渡被仰付候事

この永納米二〇〇石は、永納元米二〇〇石の小分けにした証文である。永納元米二〇〇石は、初代五右衛門が献納した札銀一〇〇貫目を札銀一〇〇匁 $\parallel$ 米二石の和市(二石替えといい、米一石 $\parallel$ 札銀五〇匁)で米に直したものである。この二〇〇〇石の元米に對して、五五・五人扶持(五五・五 $\times$ 一・八 $\parallel$ 九九・九石、約一〇〇石。すなわち五%の利子に相当)を支給してきた。それを天明五年(二七八五)から「無利元年賦之御仕法」、つまり利子なし、元米の

永年賦返済に切り替えた。しかし翌天明六年に御用銀を調達した功績もあり、天明七年にもとの仕法に戻す。利子に当たる部分は三%に減じ、新証文に切り替えた。以後、天保十一年（一八四〇）の仕組で、利子に当たる部分は二%に引き下げられ、さらに明治三年（一八七〇）に一%に引き下げられることになる。

熊谷家二つ目の永納米は、三件合わせて一四四六石であり、これも一つ目と同じ経緯を辿る。三つ目の永納米二〇〇〇石は、寛政元年（一七八九）に二代源左衛門芳慶が、重就病気を氣遣って献上した札銀一〇〇貫目を、翌年二石替えの和市にして二〇〇〇石の永納米としたもので、「加詰五朱」（年利五%）を下賜する。「後年御仕法等之趣有之候而も、惣之元居一統二不被為拘、無相違御勘渡可被仰付」との保証付きのものであった。それが、文政八年に三%に、天保十一年仕組で二%に、明治三年には一%に切り下げられた。明治三年の熊谷の書き上げでは、「数年之間右御利米を以家子扶助仕来り候儀二付、何卒深キ御心入ヲ以、差出置候元居米元潰れに相成不申様」にと、悲痛な歎願をしている。

累利捌きと永納米をみてきたが、もう一つの古借「御当用御借上ケ株」九〇〇貫目は、つぎのようである。

一札銀九百貫目定

元居式朱利

此利銀拾八貫目

但、御利足文化元年已前之儀者、於于下能々相分り不申候

此御質物トして

御奉書壱万八千石、御預ケ被仰付置候事

右旧山口藩江文化元年以前御借上ケ銀元利相嵩、五千五拾壱貫八百八拾五匁式分之内、一ツ書之辻御当用借之株江御引除被仰付、同年以後御利足年式朱ニして、去明治四未年迄、暮々御利銀御払下相済、当申春元右之辻、尤御証書無御座候  
右之通御座候、以上

所書前二同し

壬申正月廿日

熊谷三四郎

これは、明治五年一月に提出した証文写の一枚である。文化元年にその時点での残る元銀五〇五一貫目余を、前述の累利元銀四一五一貫目余と、この「御当用御借上ケ株」九〇〇貫目に分け、証文替えを行ったものである。「御当用御借上ケ株」とあるので、もともとは短期・高利で返済する必要のあったものである。例えば三月の参勤に当座必要な資金を「先納」させ、秋の公租米をもって決済する形である。それが滞っていつしか「元居」（元銀を据え置く、つまり返済しない）となり、二%に利下げとなったものである。ただ、「御質物」として形式的に一万八〇〇〇石の「御奉書」が渡された。

以上、熊谷家の累利捌き・永納米・当用元居二朱利の古借をみてきた。これらがどういう結末を迎えたかを検討しよう。表(7)は、明治五年十月に萩に出張してきた大蔵省官員に提出した熊谷家の藩債を一覧にしたものである。そして翌六年三月太政官布告によって、

表（7） 明治5年10月大蔵省官員来萩付出

項目	永納米 (石)	元銀 (貫目)	元入辻 (貫目)	残元銀 (貫目)	備考	両換算 (1 両 = 70匁)	円換算 (1 円 = 77.02匁)	結果
①文化1子年調達 (証文替)		4151.8852	3080.96935	1070.915850	累利捌元銀且納残額高	15298		古借棄捐
②同2朱利銀滞り				3538.804535	別廉記置式朱利累利高	50554		古借棄捐
③文化1子年調達 (証文替)		900.0000		900.000000	元居2朱利(御当用御借上ケ株 高。奉書米18000石。)	12857		古借棄捐
④嘉永3戌年調達		387.5000	237.50000	150.000000	1両 = 札銀75匁、質引当米3000 石。		1947.5460	中借
⑤慶応4辰年調達		350.0000		70.000000	質切手米175石。		908.8550	新借
⑥天明7未年調達 (五右) (証文替)	2000				利1朱。元居米			古借棄捐
⑦寛政2戌年調達 (源左)	2000				利1朱。元居米			古借棄捐
⑧天明7未年調達 (五右)	1446				利1朱。元居米。以上3廉合計 5446石(年々御下渡し相成タル 式朱利元米之辻)			古借棄捐
⑨宝暦4戌年調達 (本家権左分を譲請)	299				利1朱。元居米			古借棄捐
⑩宝暦5亥年調達 (松坂屋分を譲請)	67							古借棄捐
⑪慶応2寅年調達		85.0000	33.04510	51.954900			674.5637	中借
⑫弘化3午年調達		10.0000	8.56193	3.179800			41.3374	中借
⑬慶応4辰年調達		47.4700		27.658500			359.5605	新借
⑭嘉永7寅年調達		50.0000		45.843200			595.9616	中借
⑮文久1酉年調達		34.0000		23.174600			301.2698	中借
中借合計					無利50年賦(旧公債証書無利五 拾年賦、弘化元辰年より慶応三 卯年迄御借上ケ差引残り之辻)		3561.2285	中借
新借合計					4朱利(新公債証書四朱利付、 明治元辰年より同五申年迄御借 上ケ差引残り之辻)		1268.4155	新借
中新借合計							4829.6440	5%
古借棄捐合計	5812			5509.720385		78709	91503.1886	95%

出典：熊谷家文書「御所帯方江願書其外扣」(明治5年11月)と「熊谷氏覚書」(明治6年)。  
 ※古借棄捐合計は、明治4年分御買値段南石1石 = 264.6匁で計算。

処分を受けた熊谷家の藩債の「覚」は、つぎの通りである。

覚

一 累利捌元銀且納残額高

此銀千七拾貫九百拾五匁八分五厘

(朱筆)

「和市壺両二付七拾目かへ

金壹万五千貳百九拾八兩余」

一 別廉記置式朱利累利高

此銀三千五百三拾八貫八百四匁五分三厘五毛

(朱筆)

「同断ニして

金五万五百五拾四兩余」

一 御当用御借上ケ株高

此銀九百貫目

(朱筆)

「同断ニして

金壹万貳千八百五拾七兩余」

一 銀五千五百九貫七百貳拾目三分八厘五毛

(朱筆)

「金七万八千七百九兩余」

外二

一元米五千四百四拾六石



但、年々御下渡し相成タル式朱利元米之辻

右御維新之際之御仕詰辻之米銀二而、債権悉皆被取消候事

覚

一高金三千五百六拾壹円式拾式錢八厘五毛

但、旧公債証書無利五拾ヶ年賦、弘化元辰年より慶応三卯年

迄御借上ヶ差引残り之辻

一高金千貳百六拾八円四拾壹錢五厘五毛

但、新公債証書四朱利付明治元辰年ヨリ同五申年迄御借上ヶ

差引残り之辻

右式廉明治六年大蔵省ヨリ新旧公債証書を以、御下附被仰付候  
而已ニテ、他者悉皆棄捐ニ相成候事

前半の「覚」は、処分を受けた「古借」であり、天保十四年以前の藩債の故をもって、熊谷債権が「悉皆被取消」た（棄捐）部分である。表の①②（熊谷累利捌き）、③当用借上株、⑥⑦⑧⑨⑩永納米がそれに当たる。①②③は、残元銀総額五五〇九・七二貫目余を、明治四年七月十四日（廃藩置県の日）の萩・山口平均相場の一（壹兩ニ付七拾目かへ）、すなわち一兩〓藩札七〇匁の和市で両に換算してあり、総額は七万八七〇九兩である。⑥⑦⑧は永納米（五四四六石）であり、ほかに本家権左衛門分・松坂屋分を譲り受けたものが加わって、総額五八一二石である。永納米はいずれも「元居」（元米は返済しない）で利子は年一％である。この元米を、仮に明治四

年分「御買直段」南石一石〓二六四・六匁で、円に換算すると（一円〓藩札七七・〇二匁で、明治六年藩札の新円との交換和市）、一万九九六六・九五九二円となり、残元銀五五〇九・七二貫目の円換算七万一五三六・二二九四円とあわせて、九万一五〇三・一八八六円となる。これが明治六年時点で「古借棄捐」（債権の取消〓帳消）とされた熊谷債権の推計値であり、領内御用達商人中筆頭の取消額である。

後半の「覚」は、まず「中借」（〓旧公債）であり、④⑪⑫⑬⑭⑮が該当する。弘化元年〜慶応三年（一八四四〜六七）の藩債を「無利五拾年賦」とし、総額は円換算で三五六一・二二八五円。つぎに「新借」（〓新公債で、明治一〜五年御借上の残元銀を年利四％・二年賦とする）は⑤⑬が該当し、円換算（和市は一円〓藩札七七・〇二匁）で二六八・四一五五円であり、中借・新借の合計は、四八二九・六四四円となる。この中・新借と古借を比較してみると、中新借合計四八二九円余と古借推計額九万一五〇三円余は、五％対九五％となる。驚くべきことに、この時点での熊谷家の債権は、九五％が帳消しとなったことになる。利下げ・年延べを繰り返した挙げ句、とどめを刺した酷い処分であるといわざるをえない。

右の処分に、熊谷家をはじめとする御用達商人たちが納得していたわけではない。処分から二五年後の明治三十一年（一八九八）三月、熊谷を含む萩の旧御用達商人一五人が、大蔵大臣井上馨に対して、「旧藩借上米金二対スル公債証書下附請願書」を提出した。前

述した「古借棄捐」の処分を撤回し、公債証書を下付してほしいというものである。この史料は、署名・印があり原本である。却下されて返されたものとみられる。

私共先代ハ旧長州藩毛利家ノ御用達ニ有之、常ニ御借上米金其  
他ノ御沙汰ヲ蒙リ、其御用ヲ相弁シ来リ候、而シテ右米金ハ旧  
藩財政上必須ノ廉ヘ支弁相成候ハ勿論ノ義ニ候ヘ共、主トシテ  
田畑塩田開作ノ如キ殖産興業ノ費途ニ御支用相成候モノニテ、  
(中略)右御借上米ノ如キ財源ノ頼ルヘキモノアルニアラサレ  
ハ、其成効未タ必スシモ斯ク迅速ニシテ且周到ナルヲ期スヘカ  
ラサリシナラント愚考仕候、加之御維新前後ニ於テ旧藩主ノ朝  
廷ニ対セラレタル御奉公ノ効果ノ中ニ就キ、軍資其他ノ出納ニ  
関シテ幾分ノ裨補アリシコト、是亦事實疑フヘカラサル処ニ御  
座候

ここで述べていることは、旧御用達の我々先代は、常に「御借上米金」などの「御用」を務め、この「米金」は「旧藩財政上必須ノ廉ヘ支弁」してきた。とくに新開作、塩田開作のような「殖産興業」にも役立った。そのみならず維新前後の「軍資其他」の調達にも励んだ、という。続けてつぎのようにいう。

然ルニ明治六年三月大政官第八十二号布告第一条ニ依リ、右借  
上米金ハ、天保十四年癸卯以前ノ藩債ト見做サレ、公債ニ御引  
直シノ御詮議ニ漏レ、利米金ハ疎カ元米金迄挙テ失却スルノ不  
幸ニ立至リ、誠ニ当惑至極ニ存候、殊ニ私共先代ハ概ネ身分不

相当ノ御用仰付ラレ、家産ノ大部ヲ右御借上米金ニ差出シ候ニ  
ヨリ、年々下附相成候利米金ハ、実ニ一家経済ノ基本ト致シ、  
恰モ士族ノ家禄同様ニ相心得居候モノナルニ、一朝烏有二婦シ  
タルカ為メ、俄カニ渡世ノ道ヲ失ヒ沈淪ノ極、遂ニ倒産ノ域ニ  
陥リタルモノ十ノ七八、固ヨリ社会全般ノ劇変ニ際シ之ニ処ス  
ルノ智ナキニ因ルトハ云ヘ、唯一ノ扶持ト頼ミタルモノニ離レ  
ンコトハ毫モ予想セサリシ処ニシテ、(中略)独リ私共ハ却テ  
家産ヲ奪却セラレタルノ觀有之、先代ノ者等ニ対シテモ、深ク  
慨嘆ノ至リニ堪ヘサル処ニ御座候

ここで述べていることは、明治六年三月の太政官布告第一条(古借棄捐を指す)により天保十四年以前の古借は棄捐(帳消し)するとの処分は、理不尽である。我々の先代は、身分不相応の御用を仰せつかつて、家産の大部を差し出し、年々下げ渡される「利米金」は「一家経済ノ基本」であり、あたかも士族の家禄同様なものなのに、突然皆無となった。ために渡世の道を失い、ついに七、八割の者が倒産の憂き目を見、「家産を奪却セラレタルノ觀」がある、というのである。だから「古借棄捐」の処分を撤回し、公債証書を下付してほしいと歎願している。

右と同じ頃のものと思われる熊谷家単独での「旧藩借上金還付請願書」<sup>(20)</sup>は、累利捌き(前述の①②)と当用借上ケ株(同③)の救済を求めて、つぎのようにいう。

旧藩借上金還附請願書

私儀請願之趣旨ハ、旧山口藩主毛利家へ用達タル金円ニシテ、

其後明治三年藩制施行及ヒ同年廢藩置縣ニ依リ、国債トシテ引継カレタル債権之償還ヲ求ムルニ有之、(中略)償却ノ確實ヲ保ツ為メ、擔保トシテ米壹万八千石ヲ預ケ置カレ候、尤モ此米穀ハ現品ヲ預ケラル、訳ニハ之レナク、年々郡代等ニ命シ、其年ノ出来米ヲ擔保トシテ貯蔵シ置キ、何時ニテモ払出シニ差支ナカラシメ、債主タル私方へハ、其手形ヲ交附セラレタルモノニ御座候、(中略)実二元銀納崩ノ残額千七拾貫九百拾五匁余、利銀三千五百三十八貫八百四匁余、合計無慮四千六百九貫七百貳拾目余ニ上リタルニ拘ハラズ、毫厘ノ金円ヲ下附セラル、コトナク、剩サヘ之レカ擔保タル抵当物件ニ対シテモ、亦何等ノ処置ヲ施サズ漫然之レヲ没入シテ顧ミラレサルカ如キハ、事頗ル刻薄(酷薄)ナルヲ以テ、当時縷々歎願スル処アリシモ、終ニ省セラレス、云々

最初にある「擔保トシテ米壹万八千石」とあるのは、前述③の当用借上残元銀九〇〇貫目のことで、質(擔保)として米一万八〇〇〇石の奉書手形が渡されているものである。これは形式のみで実際に米が渡されているわけではない。後半は前述①②の熊谷累利捌きの残元銀である。これらは「古借棄捐」となったものの内、熊谷固有のものである。ために萩の旧御用達商人一五名連署の請願書とは別に、熊谷単独で提出したものとみられる。最後は、「特別の御詮議ヲ以テ、右債権ニ対シ相当ノ還給被仰付度、此段奉請願候也」と

結ばれている。

#### おわりに

本稿では、御用達商人の役割、藩財政との関係について検討してきた。その役割の第一は、米銀の調達である。これは藩の一般会計である本勘(所帯方)、特別会計である札座・撫育方・御小納戸・御惱借方等へ米銀を調達する御用である。利子と和市差益が収入となるが、差損(引負)の生ずる危険がある。概して大坂御用達(加鳴屋・鴻池等)からは年賦借(長期融資)、領内御用達からは当用借(暫借ともいふ短期融資)が中心である。例えば参勤に当座必要な資金を秋の貢租米を引当に調達するもの(先納借という)で、通常は月利計算で利率が高い。一方、大坂運送米の不足を買米で補ったり、すでに発行している米切手を回収する役割を担っており、熊谷の例では大坂で一万二〇〇〇石もの運送不足米の代銀を調達しているので、藩財政に対して果した貢献は、大なるものがある。領内では、家臣に支給する切米・扶持米が不足するときは、自他国の米を買ったり、支給されている米切手を回収したりする。飢饉などで領内の米が不足するときは、他国米を買って安売りをする、施米をするなど、民政面でも貢献している。なお、「国恩」(藩恩である)に報いることを名目に、馳走米銀・軍資を献納している。これは半強制である場合が多く、上方町人格、大坂御用達並、扶持米支給な

どの「御仕成」(身分的処遇)を受けるが、見返りとしては薄いものであった。

御用達商人の米銀調達に対して、藩の側の返済は、時代が降るにつれて利下げ・年延べのいわゆる「御断り」が常套手段となっていく。大きな「仕組」(財政再建期間)の度に公内借捌きが発令され、利下げ・年延べが強行された。所帯方の(藩借銀の)公内借捌きと、家臣借銀の公内借捌きがあるが、御用達商人は、両方の内借の銀主であるので、非常な損害を被った。天保十一年仕組冒頭では、利子を年利二%に下げられ、同十四年の内借捌きで「元居」三十七年賦に年延べ(永年賦化)された。これよりもずっと酷いのが、熊谷累利捌きである。文化元年にそれまでの五〇五一貫目余の熊谷からの借銀を「累利捌元銀」四一五一貫目余と「御当用御借上ケ株高」九〇〇貫目に分け、前者を八八年賦で元銀を返済し、利子部分(年利二%)は払わずに「別廉記置」いて累利とし、元銀皆済後に道付けを考えるところというもの。後者は「元居式朱利」、つまり元銀は据え置き年利二%の利子のみ払う、擔保として「奉書米」一万八〇〇〇石の証文を入れる、というものである。ほかに永納米というものがある。藩への米銀の献納を米額に換算し、献納の奨励のため利子に当たるものだけを払うものである。熊谷の例では三件で五四四六石ある。この利子を五%↓三%↓二%(天保十一年)↓一%(明治三年)と利下げした。

御用達商人の役割の第二は、札銀の運用と信用の確保である。萩

藩札は、延宝札・享保札・宝曆札と発行され、うまく運用すれば領民からの利子の付かない借銀と考えられていたが、後口米・後口銀(兌換準備米銀)を一定度用意しないと、不信用によって札価が暴落する危険があった。この兌換準備銀を用意し、その投入によって札価を維持し、うまく運用することが、御用達商人の役割であった。藩財政にとって、御用達商人の役割は欠かせないものであった。これに「大坂為替銀御国産他国売出」を重ねることで、藩は正銀を得ることができ、領内産物取立(大坂への太い売却ルート)ができ、ひいては国産奨励になる)との一石二鳥を狙える。御用達商人は、藩札を貸与され(元手の貸与)、領内産物を集荷して大坂に売却し利益を得、同時に後口銀を準備できる。ただし藩が正銀をただちに江戸に仕送りしたり借銀返済に廻すと後口銀が還流せず、札価の暴落を招く危険がある。天保の大一揆の標的となった大失政がそれである。この札価の回復に尽力したのも、御用達商人であった。広島藩の弘化・嘉永期の藩札大暴落も、後口銀の準備の不足したことが原因であろう。また、天保改革期に越荷方業務の拡張をはかろうとして、幕府の統制をうけたことも、藩札大増刷や産物取立・交易がしばらく控えられた要因であった。これが取り放たれたのが安政の元治期で、幕府統制の弛みと貨幣悪鑄によって、藩札の大増刷、産物取立、交易政策の展開がはかられ、御用達商人・豪農の利用が再開した。

御用達商人の役割の第三は、藩主導の頼母子への出資である。こ

れも半強制的になされた「迷惑」な役割であった。第四の役割は、「御預ケ銀」を託され、運用利息を上納するものであった。札銀を託され、正金銀を上納するというのもこれに含まれる。

第五の役割は、家臣団の救済である。熊谷の場合は、「御惱借方御用聞」・「新蔵御惱借方御用達」に任じられ、藩への半知にも及ぶ馳走米で困窮する家臣を救済する役である。天保十一年には六〇〇〇石の米を「二朱利元居」で差し出した。ところが同十四年には家臣借銀の内借捌きで、三七年賦に永年賦化された。一門をはじめとする家臣の「所帯屋」も務めていたので、莫大な貸銀（右田毛利には一万一〇〇貫目）があつたが、これも同様な憂き目をみた。

明治六年の藩債処分は、御用達商人にとつて惨いものであつた。とりわけ代々御用達商人の筆頭であつた熊谷にとつてそれがいえる。天保十四年以前の古借は棄捐（帳消し）され、熊谷の古借時価換算のじつに九五％が帳消しとなつた。熊谷累利・「御当用御借上ケ株高」・永納米が全て棄捐された。中借（弘化元年〜慶応三年のもの）は、無利子・五〇年賦に、新借（明治元〜五年のもの）は、年利四％・二五年賦となつた。明治三十一年の旧御用達商人たちと熊谷単独の請願書は、まさに血涙の書といふべきである。

#### 註

- (1) 拙著『萩藩財政史の研究』（塙書房、二〇一三年）参照。
- (2) 福尾猛市郎『熊谷五右衛門』（初版一九六〇年、マツノ書店、一九八四年復刻）。
- (3) 福尾前掲書、熊谷美術館パンフレットを参考にした。
- (4) 熊谷家文書「寛政二年勤功書扣」（五右衛門晩年の自筆）と「調達録」（天明四年）。
- (5) 熊谷家文書四代一二三番「熊谷五右衛門義比上申書」。以下、とくに断らない限りこの史料による。
- (6) 熊谷家文書四代八三番「御預ケ金御算用一紙」天保九年九月。
- (7) 熊谷家文書四代四一番「御用銀上納并取下通帳」文政十二年十月〜天保二年。
- (8) 山口県文書館毛利家文庫「政理」一四三「上方町人格熊谷五右衛門父子共一代并妻子共大坂御用達並被仰付事」。
- (9) 註(8)に同じ。
- (10) 文庫「部寄」三「諸記録綴込」二八―七、安政二年三月十五日。
- (11) 註(8)に同じ。
- (12) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第五卷四二八八、天保十三年十月二十九日、岩波書店、一九九四年。
- (13) 註(10)に同じ。
- (14) 文庫「諸省」四七七。
- (15) 山口県文書館松原家文書「防長通鈔惣員」。



- (16) 山口県文書館県庁伝来旧藩記録六一四「文政十亥ヨリ札銀年限御願継一件」。
- 追記 去夏、数度にわたって熊谷美術館所蔵熊谷家文書の史料調査を行った。史料調査と研究への活用を許していただいた十代御当主熊谷幸三氏に、深甚の感謝を捧げる。
- (17) 熊谷家文書二代五右衛門芳慶四七番「御所帯方御貸下御用御書下写シ并御答書問ヶ条扣写シ」。
- なお、本稿は科学研究費補助金基盤研究C「近世後期〜幕末期の和市変動と萩藩財政」(田中誠二)の成果の一部である。
- (18) 拙稿「萩藩天保期の藩財政」(『山口大学文学会志』第五一卷、二〇〇一年)。
- (19) 山口県文書館編『山口県史料近世編法制下』(一九七七年)所収「御書付其外後規要集」。
- (20) 熊谷家文書四代一二二番「熊谷五右衛門義比上申書」。
- (21) 註(10)に同じ。
- (22) 註(8)に同じ。
- (23) 熊谷家文書六代無番「御所帯方江願書其外扣」慶応元年〜明治五年。
- (24) 註(10)に同じ。
- (25) 東京大学史料編纂所益田家文書五一―二一。
- (26) 註(23)史料の明治三年六月提出書類。
- (27) 熊谷家文書六代無番「覚」。
- (28) 熊谷家文書六代無番「旧藩借上米金ニ対スル公債証書下附請願書」。
- (29) 熊谷家文書六代無番「旧藩借上金還付請願書」。